

住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

平成 26 年の全国火災発生件数は 43,741 件、前年より 4,354 件減少しておりますが、住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）数は 1,006 人と前年より 9 人増加しています。そのうち 65 歳以上の高齢者は 699 人で、住宅火災による死者（放火自殺者等を除く）の 69.5% を占めています。また、死者 1,006 人のうち 48.5% の 544 人が発見や覚知等の遅れによる「逃げ遅れ」が原因とされています。

住宅用火災警報器は、住宅火災による死傷者をなくす目的として消防法が改正されました。火災発生時において早期の「発見」「覚知」「避難」には大変有効です。しかし、必要な場所に設置されていないと有効に機能されません。また、設置されたあとも「バッテリー切れ」「機器の故障」等もありますので、定期の点検が必要となります。点検は、春と秋の「火災予防運動」を目安に行ってください。

- 設置の必要な場所は、火災予防条例で定められています。
- 住宅用火災警報器は、正常に作動するか点検が必要です。
- バッテリー切れや機器の故障の場合等は機器の交換をお願いします。
- 設置後概ね 10 年で機器の交換をおすすめします。



※一般社団法人 日本火災報知機工業会より

命を守る 住宅用 火災警報器

「適正な設置」と「定期の点検」を
お願いします。

問合せ先

仙南地域広域行政事務組合

消防本部 予防課

0224-52-1050

白石消防署・白石消防署蔵王出張所・白石消防署七ヶ宿出張所
角田消防署・角田消防署丸森出張所・柴田消防署
大河原消防署・大河原消防署村田出張所・大河原消防署川崎出張所

火災・救急・救助は 119